

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の認定については、規則第 10 条の 3 第 1 項から第 3 項の規定のほか、以下の基準もすべて満たさなければならない。

1 認定基準

- (1) 里道又は国土調査図上の道以外の道にあつては、各管理者に建築物の敷地が接する道として特定行政庁の認定を得ることの承諾を得ていること。
- (2) 敷地面積は 500 m²未満であること。
- (3) 道の幅員を前面道路幅員とみなして各規定を適用していること。（ただし、容積率制限については、幅員 4m とみなして適用していること。）
- (4) 3 階建て以下であること。